

香川県報



第 97 号

平成 17 年

12月 9 日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

規 則

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則 （法務文書課） 一
- 香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則 （子育て支援課） 二

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設の許可の申請（二件） （廃棄物対策課） 二
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請（二件） （ ） 三
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 （障害福祉課） 五
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 （ ） 〃
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 （ ） 〃
- 道路の供用開始 （道路保全課） 六
- 道路の区域変更 （ ） 〃
- 道路の区域変更及び供用開始 （ ） 〃

公 告

- 地方税法の規定による特約業者の指定の取消し （税 務 課） 七
- 土地改良事業の適否決定（二件） （土地改良課） 〃
- 土地改良事業の認可（三件） （ ） 〃
- 土地改良事業の同意 （ ） 〃

労働委員会告示

○ 香川県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十四号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年香川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。別記様式（裏面）行政書士法第十三条の二十二第一項中「**電磁的記録**」の次に「（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録や~~ひび~~）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十五号

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則（昭和四十年香川県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「**観音寺市**」の下に「及び**三豊市**」を加える。
第十五条を次のように改める。

（一時償還）

第十五条 県福祉事務所長は、令第十六条（改正令附則第四条第十項において準用する場合を含む。）の規定により一時償還の請求をするときは、その旨を母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に通知しなければならない。

附 則

（第九一九四号）

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 産業廃棄物

(一) 廃油

(二) 廃酸

2 特別管理産業廃棄物

(一) 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）

(二) 廃酸（水素イオン濃度指数二・〇以下のもの、並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

五 申請年月日

平成十七年十一月三十日

六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県東讃保健福祉事務所環境管理室

香川県直島町企画環境課

2 縦覧期間

平成十七年十二月九日（金曜日）から平成十八年一月九日（月曜日）まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年一月二十三日（月曜日）

2 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課
3 記載事項
意見書には、次の事項を記載するものとする。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 産業廃棄物処理施設の名称

(三) 意見の内容

●香川県告示第七百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同法第十五条の二の五第二項の規定により次のとおり告示する。
平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三菱マテリアル株式会社 東京都千代田区大手町一丁目五番一号

取締役社長 井手明彦

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

香川県直島町字風戸二六一八番一、二六一八番二、三九二七番四、三九二七番九

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

産業廃棄物の焼却（溶融）施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 産業廃棄物

(一) 廃油を追加する。

2 特別管理産業廃棄物

(一) 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）を追加する。

五 申請年月日

平成十七年十一月三十日

六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県東讃保健福祉事務所環境管理室
香川郡直島町企画環境課

2 縦覧期間

平成十七年十二月九日(金曜日)から平成十八年一月九日(月曜日)まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年一月二十三日(月曜日)

2 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課

3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 産業廃棄物処理施設の名称

(三) 意見の内容

●香川県告示第七百三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の二の五第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があつたので、同法第十五条の二の五第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三菱マテリアル株式会社 東京都千代田区大手町二丁目五番一号

取締役社長 井手明彦

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

香川郡直島町字重石四〇五一番一、四〇五一番四、四〇五一番五

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 産業廃棄物

(一) 廃油を追加する。

2 特別管理産業廃棄物

(一) 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、1、3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)を追加する。

五 申請年月日

平成十七年十一月三十日

六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県東讃保健福祉事務所環境管理室
香川郡直島町企画環境課

2 縦覧期間

平成十七年十二月九日(金曜日)から平成十八年一月九日(月曜日)まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年一月二十三日(月曜日)

2 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課

3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 産業廃棄物処理施設の名称

(三) 意見の内容

●香川県告示第七百三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	三七〇〇〇一 一〇一三二二 一一	事業所の名称及び所在地	観音寺市大野原町 指定居宅介護事業所 観音寺市大野原町 大野原一二六五番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号	指定年月日	平成十七年 十月十一日	サービスの種類	身体障害者居宅介護
---------	------------------------	-------------	--	--------------------	------------------------	-------	----------------	---------	-----------

●香川県告示第七百四十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	三七〇〇〇二 一〇一三二二 一一	事業所の名称及び所在地	観音寺市大野原町 指定居宅介護事業所 大野原一二六五番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号	指定年月日	平成十七年 十月十一日	サービスの種類	知的障害者居宅介護
---------	------------------------	-------------	------------------------------------	--------------------	------------------------	-------	----------------	---------	-----------

●香川県告示第七百四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	三七〇〇〇三 一〇一三二二 一〇	事業所の名称及び所在地	観音寺市大野原町 指定居宅介護事業所 大野原一二六五番地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号	指定年月日	平成十七年 十月十一日	サービスの種類	児童居宅介護
---------	------------------------	-------------	------------------------------------	--------------------	------------------------	-------	----------------	---------	--------

●香川県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多度津停車場線（二百十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町仲ノ町乙二七一番五地先から 仲多度郡多度津町仲ノ町乙二八八番一地先	一一・三 二六・二	六五	平成十五年香川県告示第七百二十三号で変更した区域の

まで

一部

四 供用開始の期日 平成十七年十二月九日

●香川県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 北風戸積浦線（二百五十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
香川郡直島町字琴反地三三二番三 地先から	前	四・〇	七三	不用物件化 する旧道
	後	五・七		
香川郡直島町字琴反地三三四二番 五地先まで	前	一〇・六	七〇	バイパス
	後	二〇・五		

●香川県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月九日から同月三

十日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 西植田高松線（百五十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
高松市元山町字下香伯一一一番一 地先から	前	一一・四	九	交通安全施 設工事によ る歩道の整 備
	後	二八・〇		
高松市元山町字下香伯九七番二地 先まで	前	一一・四	九	
	後	二八・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十二月九日

公 告

●香川県公告第六百八十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
竹華 實雄	竹華 實雄	観音寺市大野原町大野 原六一八九番地	平成十七年十二月一日

●香川県公告第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十七年十一月二十一日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）前池地区	坂出市環境経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又地区	〃

●香川県公告第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月二十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月十六日から平成十八年一月十一日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業奈良須地区	高松市産業部土地改良課
財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）長野地区	財田町事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）山才地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）別所地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）久保の下地区	〃
---	----------------------------	---

●香川県公告第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月二十四日認可した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業すり鉢池地区
〃	単独県費補助土地改良事業上鴨池地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業相作地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業城池地区
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業鈴木二号地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業一ノ坪地区
〃	単独県費補助土地改良事業本村一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業高野一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業高野二号地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）片岡南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池下東地区

●香川県公告第六百八十八号

（第九二九四号）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月二十四日認可した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
一股地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 一股地区
杉ノ上下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 杉ノ上下地区
川滝地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川滝地区

●香川県公告第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、新畑地区共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業〔区画整理事業〕 新畑地区）を行うことについて平成十七年十一月二十八日認可した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月二十八日同意した。

平成十七年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
満濃町	単独県費補助土地改良事業（区画整理事業） 平山地区
琴南町	単独県費補助土地改良事業（区画整理事業） 上井地区

労働委員会告示

●香川県労働委員会告示第二号

香川県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等は次のとおりである。

平成十七年十二月九日

香川県労働委員会会長 細 川 進

香川県労働委員会あっせん員候補者名簿

平成17年12月1日現在

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
大矢根捷人	(株)大矢根利器製作所代表取締役会長 香川県労働委員会委員	(株)大矢根利器製作所代表取締役社長	平成 17.12.1
緒方桂子	香川大学法学部助教授 香川県労働委員会委員	香川大学法学部専任講師	〃
小川俊	日本労働組合総連合会香川県連合会会長 香川県労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県連合会事務局 局長	〃
國方勲	日本労働組合総連合会香川県連合会特別役員 香川県労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県連合会副事 務局長	〃
小瀧照子	香川県労働委員会委員	財団法人21世紀職業財団香川事務所長	〃
島田稔	(株)加ト吉専務取締役管理統括本部長	(株)四国銀行取締役営業統括部長 香川県労働委員会委員	〃
進藤龍男	三菱電機労働組合丸亀支部委員長 香川県労働委員会委員	三菱電機労働組合丸亀支部書記長	〃
末澤保二		香川県商工会連合会専務理事 香川県地方労働委員会委員	〃
高木和昭	タダノ労働組合執行委員長	タダノ労働組合副委員長 香川県地方労働委員会委員	〃
竹一洋祐	香川県平和労組会議議長	琴平参宮電鉄労働組合執行委員長 香川県労働委員会委員	〃
豊永幸一	日本労働組合総連合会香川県連合会事務局長 香川県労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県連合会副会 長	〃
豊本隆光	ドコモサービス四国(株)代表取締役社長	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国代表取 締役常務ソリューション事業本部長 香川県労働委員会委員	〃
中野耕三	香川県経営者協会専務理事(兼)事務局長 香川県労働委員会委員	四国生産性本部事務局長	〃
中村有無	四国電力(株)支配人人事労務部長 香川県労働委員会委員	四国電力(株)総合研修所長	〃
中村史人	弁護士 香川県労働委員会委員	香川県弁護士会会長	〃
仲山省三	四国キヨスク(株)代表取締役社長	四国旅客鉄道(株)代表取締役専務 香川県労働委員会委員	〃
細川進	高松大学教授 香川県労働委員会委員	香川大学経済学部教授	〃
宮本宏子	香川県労働委員会委員	全通信労働組合香川中央支部副支部長	〃
森川和子	(株)森川ゲージ製作所常務取締役 香川県労働委員会委員	(株)森川ゲージ製作所取締役	〃
山本篤	四国旅客鉄道(株)常務取締役総務部長 香川県労働委員会委員	香川県監査委員事務局長	〃
吉田清志	弁護士 香川県労働委員会委員	弁護士	〃
蓮井進	香川県労働委員会事務局長	香川県議会事務局次長	〃

(五十音順)

平成十七年十二月九日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています